

市議第1号

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月26日提出

提出者	各務原市議会議員	塚原 甫
賛成者	〃	波多野 優子
賛成者	〃	黒田 昌弘
賛成者	〃	指宿 真弓
賛成者	〃	水野 盛俊
賛成者	〃	池戸 一成

提案理由

各務原市部設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 瀬川 利生 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務常任委員会の項所管事項の欄中「企画総務部」を「総務部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の各務原市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）に規定する常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されていた者は、それぞれ改正後の各務原市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その任期は、改正前の条例の規定により所属した委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会に付託されている事件については、改正後の条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。